

平成29年2月3日

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

三井住友・デュエット・ファンド 繰上償還（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております弊社の投資信託「三井住友・デュエット・ファンド」について、信託約款の規定に従い、下記の通り繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

なお、この繰上償還にご異議のある場合は、異議申立てを行うことができます。詳しくは、「Ⅲ：繰上償還の異議申立て等」をご参照ください。

当ファンドの繰上償還に関してご異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

敬具

記

I：繰上償還を行う投資信託の名称

三井住友・デュエット・ファンド

II：繰上償還の概要

1. 繰上償還の理由

「三井住友・デュエット・ファンド」は、信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が3億口を下回る」こととなり、今後も受益権口数の回復が見込み難く、効率的な運用および商品性の維持が懸念されるため、繰上償還することが受益者の皆さまに有利であるとの判断から、信託約款の規定に従い信託契約を解約し、繰上償還するものです。

2. 繰上償還予定日

平成29年4月20日

3. 繰上償還が決定した場合における償還までの運用について

異議申立て（詳細は次頁「Ⅲ：繰上償還の異議申立て等」をご覧ください。）の結果、繰上償還を行うことが決定された場合、償還準備のため、組入有価証券等を早期に売却することがあります。

売却完了後は、投資対象資産の時価が上昇しても基準価額は上昇しませんので、ご注意ください。

Ⅲ：繰上償還の異議申立て等

1. 異議申立手続き等について

この繰上償還に関しましては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、ご異議のある受益者の方は異議申立てを行うことができます。

上記の繰上償還に関してご異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

<補足説明>

【1. 異議申立結果と繰上償還について】

ご異議のお申し出のあった受益者の方の受益権の口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合に繰上償還が行われます。2分の1を超えた場合は、繰上償還は行わず、繰上償還を行わない旨を公告し、また、速やかに受益者の皆さまに書面でお知らせします。

【2. 買取請求について】

この繰上償還が予定通り行われることとなった場合、ご異議を申し立てられた受益者の方は、弊社より別途ご案内する方法により、ご自身の受益権を、信託財産をもって買い取るよう受託会社に対して請求することができます。**(ご異議を申し立てられた場合であっても買取請求をしなければならないものではありません。)**

その際の買取価額は、一部解約に準じて、受益者の方からの買取請求の必要書類を受託会社が受理した日の基準価額とさせていただきます。

なお、受託会社より買取り代金をお支払いする際に、振込手数料等の費用が差し引かれます。

2. 異議申立手続きの日程

日付	内容	詳細
平成29年2月3日	新聞公告日	日本経済新聞に掲載を行います。 また、弊社ホームページ上でも開示いたします。
平成29年2月3日～ 平成29年3月9日	①異議申立受付期間	異議申立ての受付期間中に、異議申立書を送付することにより、この繰上償還に関するご異議を申し立てることができます。
平成29年3月10日	②繰上償還の正式決定	異議申立てを行った受益者の方の受益権の口数を集計し、新聞公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、当ファンドの繰上償還の実施を決定します。
平成29年3月21日～ 平成29年4月10日	③買取請求期間	②で当ファンドの繰上償還が決定した場合には、異議申立てを行った受益者の方は、保有する受益権について、受託会社に対し、信託財産をもって買い取ることを請求できます。
平成29年4月20日	繰上償還予定日	②で当ファンドの繰上償還が決定した場合には、繰上償還を実施します。

3. 異議申立ての方法

繰上償還に関してご異議のある受益者の方は、弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）に対し書面をもってその旨をお申し出ください。（ご異議がない場合は書面の送付等は不要です。）

<書面の記載内容>

次の①～⑥を記載してください。

- ①住所、 ②氏名（署名、捺印）、 ③電話番号（日中連絡先）、 ④ファンド名、
⑤取扱販売会社名、取引店、口座番号*、 ⑥繰上償還について反対する旨

*ファンドに関し、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有するすべての取引店、口座番号をご記入ください。

※上記の記載内容に不備がある場合には、ご異議の申立てを受け付けできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

<送付先>

〒105-6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号

愛宕グリーンヒルズMORIタワー

三井住友アセットマネジメント株式会社

ディスクロージャー部 ドキュメンテーション課 宛

4. 異議申立受付期間・・・・・・・・・・平成29年2月3日から平成29年3月9日まで

（平成29年3月9日到着分までを有効とさせていただきます。）

IV：個人情報取得の目的等

弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）が取得するご異議を申し立てられる受益者の方に関する個人情報（異議申立書等の書類に記載された一切の個人情報を含みます。）は、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権の合計口数の確認の事務のために必要な範囲でのみ利用し、他の目的には使用いたしません。弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）はその個人情報を必要な範囲で販売会社、受託銀行（再信託受託銀行を含みます。）と共有いたしますので、ご了承ください。

V：本件に関するお問い合わせ

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

なお、受益者の皆さまの販売会社でのお取引情報につきましては、運用会社である弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）では保有しておりません。口座の残高等のお取引情報につきましては、販売会社にてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

三井住友アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-88-2976

（平成29年2月3日から平成29年3月9日までの営業日の午前9時～午後5時）

以上